

世田谷区たばこルール（案）策定等に伴う
世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例の一部改正について

（付議の要旨）

屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進することにより、区民にとって健康で安全かつ良好な環境の実現を目指すため、世田谷区たばこルール（案）を策定する。

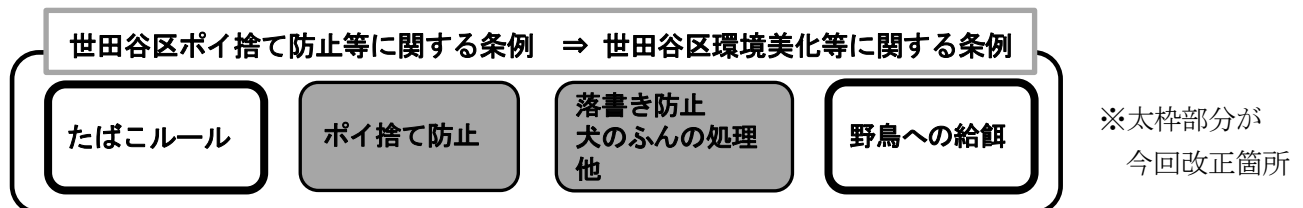
また、たばこルールの規定に加えて、カラス等の野鳥への給餌による生活環境への被害を防止する必要があることから、世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例の一部改正する。

1. 主旨

近年の国内での喫煙に対する関心の高まりや、東京2020大会開催を契機に、屋内の受動喫煙防止の取組みと連携して、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進し、区民にとって健康で安全かつ良好な環境を実現することが求められている。

このため、喫煙する人とならない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指し、世田谷区たばこルール（案）を策定する。

また、カラス等の野鳥への給餌による生活環境への被害を防止するため、区民等の責務を定める必要があることから、たばこルールの規定とあわせて、「世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例」の一部を改正するとともに、条例名を「世田谷区環境美化等に関する条例」とする。



2. 世田谷区たばこルール（案）の内容

- （1）区民等（区内に住んでいる人、働いている人、訪れる人）は、区内全域の道路、公園（身近な広場を含む）では、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならないものとする。
- （2）区民等は、道路、公園以外の屋外で喫煙する場合には、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮することとする。
- （3）区民等は、区内全域で喫煙禁止である道路、公園はもとより、それ以外の屋外の公共の場所及び公開空地（※）においても、歩きたばこ（自転車乗車中を含む）はしないよう努めるものとする。
※公開空地：日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。
- （4）事業者は、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止を図るため、その有する敷地内において、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力を努めるものとする。
- （5）区は、道路、公園、公共の場所等に指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定する。

3. 給餌による迷惑行為の防止（案）の内容

区民等は、周辺住民の良好な生活環境を確保するため、カラス、ハト等の野鳥への給餌により、集散する野鳥の鳴き声やふん尿、攻撃や威嚇などの迷惑を及ぼさないよう努めなければならないものとする。なお、罰則は設けない。

4. 条例文（案）

別紙1のとおり

5. たばこルールに関する検討経緯

- ・たばこルール策定検討委員会（4回開催 構成：学識経験者、町会、商店街代表者等）
- ・たばこルール策定幹事会・作業部会（5回開催 庁内の関係部課長・係長）
- ・区民アンケート調査実施（4月）
- ・たばこルールワークショップ（7月15日開催、10名参加）
- ・パブリックコメント実施（9月～10月） 別紙2のとおり

6. 今後の取組み

(1) たばこルールの周知活動

- ① 区民や事業者と連携したキャンペーン活動の実施
- ② 区のおしらせ、広報板、Twitter、Facebook 等での周知
- ③ 転入者、大学等へのリーフレット配布
- ④ 巡回指導・啓発の強化
- ⑤ 路面標示シート、電柱・ガードレール看板等での啓発
- ⑥ マナー向上標示等のデザイン公募の実施

(2) 指定喫煙場所の整備

- ① 指定喫煙場所整備指針の策定
別紙3のとおり
- ② 世田谷区基本計画における「広域生活・文化拠点」及び「地域生活拠点」等を重点に、たばこ事業者の協力を得ながら、区による指定喫煙場所の整備
- ③ 民間の喫煙場所整備（指定喫煙場所として指定）に対する補助制度の創設
別紙4のとおり
- ④ 喫煙場所設置目標 単位：箇所、（ ）内：累積箇所数

	平成30	31	32	33年度
区による整備	8 (12)	3 (15)	3 (18)	3 (21)
民間への補助	2 (2)	2 (4)	2 (6)	2 (8)

(3) 給餌による迷惑行為の防止に関する周知活動

- ① チラシによる普及啓発
- ② 区のおしらせ、広報板、Twitter、Facebook 等での周知

7. たばこルールに関する目標の設定

東京2020大会までに、区内のたばこマナーに関する満足度を34.1%(*)から、50.0%に高める。
※平成29年4月実施の区民アンケート調査による。

8. 区民の意識啓発と自発的配慮行動の促進

- (1) 罰則による規制ではなく、喫煙者の自発的な配慮行動を促すなど、意識啓発によるたばこマナーの向上をめざす。
- (2) まちをきれいにする取組みを区民・事業者・区が協働して進める。

9. 今後のスケジュール（予定）

平成30年	2月	オリンピック・パラリンピック・環境対策等特別委員会 平成30年第1回区議会定例会（条例案の提案）
	3月 6日	世田谷区環境美化等に関する条例公布
	3月16日	世田谷区たばこルールシンポジウム
	4月 1日	世田谷区指定喫煙場所整備指針の運用開始 民間の喫煙場所整備に対する補助開始 条例施行（野鳥への給餌に関する部分）
	10月 1日	条例施行（たばこルールに関する部分）